鶴見区商店街魅力発信支援事業補助金交付要綱

制 定 平成 20 年 10 月 20 日 鶴地振第 1017 号(区長決裁) 最近改正 令 和 6 年 5 月 1 日 鶴地振第 192 号(区長決裁)

(目的)

- 第1条 この要綱は、地域コミュニティの核としての商店街の活性化を推進する鶴見区商店街魅力発信支援 事業(以下「商店街魅力発信支援事業」という。)の実施において、効果的な事業運営、及び円滑な事務の 執行を図るための補助金交付に関して、必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 商店街魅力発信支援事業とは、商店会等が地域団体等と連携して、地域コミュニティの活性化を推進する事業とする。
- 3 商店街魅力発信支援事業に係る補助金(以下「補助金」という。)の交付については、横浜市補助金等の 交付に関する規則(平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。)に定めるもののほ か、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱における用語の定義は、補助金規則の例による。
- 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。
 - (1) 「商店街」とは、小売業、飲食業、サービス業等が集積している地域をいう。
 - (2) 「商店会等」とは、次に掲げる鶴見区内に存する団体とする。
 - ア 商店街振興組合法 (昭和37年法律第141号) に基づき設立された商店街団体
 - イ 中小企業等協同組合法 (昭和24年法律第181号) に基づき設立された商店街団体
 - ウ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)に基づき設立された商店街団体 及び前各号の商店街団体に準ずる任意の商店街団体
 - 工 鶴見区商店街連合会

(交付対象)

- 第3条 補助金の交付対象団体は、原則として、次に掲げる団体と連携して、商店街魅力発信事業を実施する鶴見区内の商店会等とする。
 - (1) 自治会町内会
 - (2) NPO団体
 - (3) 当該商店会等以外の商店会等
 - (4) その他鶴見区長が認めた団体
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる団体は、交付の対象としない。
 - (1) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年5月15日法律第77号) 第2条 第2号に規定する暴力団をいう。)
 - (2) 法人にあっては、代表者又は役員のうちに暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。)に該当する者があるもの
 - (3) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が暴力団員に該当するもの

(補助対象事業)

- 第4条 補助の対象は、第1条第2項に定める事業とし、交付申請前に実施するものを含む。
- 2 補助の対象となる期間は申請年度の4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、補助対象事業の 開催期間が2年度にわたる場合は、地方自治法施行令第143条第1項第4号により、当該事業が終了する 日の属する年度の事業とみなす。
- 3 会員数31店舗以上の商店会等については、中元、年末セール等の販売を主たる目的としたイベントは補助対象外とする。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、第4条に定める事業の運営に要する経費、サポーター(コーディネータ

- 一) 経費とし、その内容及び補助要件は別表1のとおりとする。
- 2 前項のサポーター (コーディネーター) とは、事業の企画や実施手法に、必要な助言等をする人をいう。
- 3 次のものは補助対象外とする。
- (1) 商店の主たる業務の販売目的とした部分
- (2) 事業実施商店会等、連携団体関係者によるサポーター (コーディネーター) 経費
- 4 事業に関する国及び県その他の補助制度を併用する場合は、前項に定める経費から当該補助額を控除した額を補助対象経費とする。

(補助金の交付)

第6条 区長は、前条に定める経費について、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

(補助率及び補助限度額)

第7条 補助率及び補助金限度額は、別表2のとおりとし、補助額の算定に当たり端数が生じた場合は、千円未満を切り捨てるものとする。

(補助金の交付制限)

第8条 一の商店会等が、同一年度内にこの要綱に基づく補助金の交付を受けることができる回数は、原則 2回とする。

(補助金交付申請)

- 第9条 補助金の交付を受けようとする商店会等は、区長が指定する日までに、商店街魅力発信支援事業補助金交付申請書(第1号様式。以下「補助金交付申請書」という。)を次に掲げる書類を添付して、区長に提出するものとする。
 - (1) 商店街魅力発信支援事業概要書(第1号様式の2)
 - (2) 商店街魅力発信支援事業収支予算書(第1号様式の3)
 - (3) 定款又は規約
 - (4) 会員名簿又は参加店名簿
 - (5) その他区長が必要とする書類
- 2 補助金規則第5条第3項の規定により、区長が補助金交付申請書への記載を省略させることができる事項は、同規則第5条第1項第3号に規定する事項とし、添付を省略させることができる書類は、同規則第5条第2項第2号及び第4号に規定する書類とする。
- 3 第1項の規定により、補助金の交付を受けようとする商店会等が、申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金交付決定)

- 第10条 区長は、前条の規定による補助金交付申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは商店街魅力発信支援事業補助金交付決定通知書(第2号様式。以下「補助金交付決定通知書」という。)を申請者に通知するものとし、不適当と認めるときは商店街魅力発信支援事業補助金不交付決定通知書(第3号様式。)を申請者に通知するものとする。
- 2 区長は、必要に応じ、申請者又は前項の交付の決定を受けた者が、第3条第2項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(事業の変更又は中止)

第11条 補助金交付決定通知を受けた商店会等(以下「補助事業者」という。)は、補助対象事業の内容等を大幅に変更し、又は中止しようとする場合は、商店街魅力発信支援事業変更等承認申請書(第4号様式。以下「変更等承認申請書」という。)を区長に提出しなければならない。

(事業の変更又は中止の承認)

第12条 区長は、前条の規定による変更等承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められる場合は、商店街魅力発信支援事業変更等承認通知書(第5号様式。)を申請者に通知するものとする。

(事業実績報告)

- 第13条 補助事業者は、事業完了後区長の指定する日までに、商店街魅力発信支援事業実績報告書(第6号 様式。以下「事業実績報告書」という。)を次に掲げる書類を添付して、区長に提出するものとする。
- (1) 商店街魅力発信支援事業実績概要書(第6号様式の2)
- (2) 商店街魅力発信支援業収支報告書(第6号様式の3)
- (3) 支出を証明する領収書等の写し
- (4) 第14条の規程による入札又は見積書の徴収を行った場合には、当該入札の結果が分かる書類又は当該 見積書の写し
- (5) 事業実施写真
- (6) その他区長が必要とする書類
- 2 第1項第2号に規定する報告書には、領収書等を添付しなければならない。ただし、区長が特に必要と 指定したものを除き、電気料金、ガス料金に係る領収書は、提出を省略することができる。
- 3 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。
- 4 補助金規則第 14 条第4項の規定により実施報告書への添付を省略させることができる書類は、補助金規則第 14 条第1項第3号に掲げる書類とする。

(入札又は見積書の徴収)

- 第14条 補助金規則24条の規定により、補助事業において次の各号に該当する場合は、当該各号に掲げる とおり入札又は見積書の徴収を行わなければならない。ただし、区長がその性質上これらの方法により難 いと認める場合は、この限りではない。
- (1) 1件1,000,000円以上10,000,000円未満の支出に係るものについては、2者以上の市内事業者から見積書を徴収
- (2) 1件10,000,000円以上の支出に係るものについては、5者以上の市内事業者による指名競争入札又は 3者以上の市内事業者から見積書を徴収

(関係書類の整備)

第15条 補助事業に係る経費の収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等並びに領収書等並びに第14条の規定による入札の結果が分かる書類及び同条同項同号の規定により徴収した見積書の写しを整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(補助金交付額の確定)

第16条 区長は、前条に規定する事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、商店街魅力発信支援事業補助金交付確定通知書(第7号様式。以下「補助金交付確定通知書」という。)を、申請者に通知するものとする。ただし、事業補助金交付確定額は、第10条で決定した事業補助金額を上回ることはできない。

(補助金の請求)

第17条 補助事業者は、補助金交付確定通知書を受理したときは、速やかに商店街魅力発信支援事業補助金 交付請求書(第8号様式。以下「補助金交付請求書」という。)を区長に提出するものとする。

(補助金の支払)

第18条 区長は、前条に規定する補助金交付請求書に基づき補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

- 第19条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。
 - (1) この要綱又は補助金交付決定通知書に付した条件に違反したとき。
 - (2) 虚偽の申請、報告又は不正な行為によって補助金の交付を受けたとき。
 - (3) 補助金の交付決定額を減少すべき事由が生じたとき。
 - (4) 第3条第2項各号のいずれかに該当する場合

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第20条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費 税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、横浜 市鶴見区商店街活性化イベント助成事業における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書 (第9号様式)により、すみやかに区長に対して報告しなければならない。
- 2 区長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の整備及び保存)

第21条 補助事業者は、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して、5年間関係書類等を 整理し、保存しておかなければならない。

(実施細目)

第22条 この要綱を実施するため必要な事項は、別に鶴見区長が定める。

付 則

この要綱は、平成20年10月20日から適用する。

この要綱は、平成21年10月19日から適用する。

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

この要綱は、平成25年5月1日から適用する。

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

この要綱は、平成28年4月8日から適用する。

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

この要綱は、平成31年4月1日から遡及して適用する。

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

- この要綱は、令和3年3月1日から適用する。
- この要綱は、令和4年8月23日から適用する。
- この要綱は、令和5年4月1日から適用する。
- この要綱は、令和6年5月1日から適用する。

	内容	補助要件			
	広告等作成費	・チラシ・ポスター、たて看板・横断幕等の作成費			
	広告料	・新聞折り込みの費用等			
	謝金	・出演者等に対する謝金			
		・謝礼品購入費			
	食糧費	・出演者や運営従事者の弁当等			
		(酒類は対象外。			
事業運営		1人あたり 1,000 円を限度とする。)			
に要する	購入費	・事業運営に要する衣装、機材、模擬店の材料等の購入費			
経費		・イベントをPRするために不特定多数に無料配布するものや、出演者また			
		は参加者全員に無料配布する参加賞や景品の購入費(ただし、福引きや抽選に			
		類する景品や賞品の購入費は対象外とする。)			
	使用料	・機材、会場等の使用料			
	保険料	・機材等の保険料			
	委託料	・イベントの運営、機材等の運搬、会場周辺の警備費、ごみ処理費			
		(いずれも業者に委託する場合のみ対象)			
	光熱水費	・ガス、電気代			
サポータ	謝金	・事業の企画や実施手法等を、助言等をする人に対する謝金			
<u></u>		(事業実施商店会等、連携団体関係者によるサポーター (コーディネーター)			
(コーデ		経費は対象外)			
イネー					
ター) 経					
費					

(備考)

- 1 上記経費に係る消費税及び地方消費税も対象とする。ただし、消費税及び地方消費税の申告により仕入税額控除を受ける場合には、当該仕入控除税額は除く。
- 2 上記の規定にかかわらず、直接事業と関連のない食糧費等、客観的に公益上必要性が高いとはいえない経費については、本補助金の対象外とする。
- 3 その他表に定めのない経費の支出については、個別に審査するものとする。
- 4 すべて領収書等が必要

別表2 (第7条関係) 補助限度額

補助対象		補助率	補助限度額
事業運営に	単一商店会等	10分の9	9万円
要する経費	2つ以上の商店会等が連携する場合 ※ただし鶴見区商店街連合会と単一商店会 等との連携は除く	10分の9	18 万円
	3つ以上の商店会等が連携する場合	2分の1	30 万円
サポーター		定額	5万円
(コーディネ	ーター)経費		(半日単位で@5,000円/回)